

文化芸術

vol. 09
2017

「文化行政の機能強化のための組織体制と文化予算の拡充に関する提言」を発表、政府に要請を行う

インタビュー「文化省創設への期待——文化芸術の豊かな土壌づくりのために」
建畠 哲（全国美術館会議会長・多摩美術大学学長）

文化芸術振興議員連盟創立 40 年、
文化芸術推進フォーラム創立 15 年
記念祝賀会を開催
文化芸術推進フォーラム 記者会見を開催

文化芸術振興議員連盟 会の目的と活動方針

会員名簿

題字＝河村建夫

文化芸術 vol. 09 2017

2017年11月30日発行

発行 文化芸術振興議員連盟
事務局 〒100-0014
東京都千代田区永田町2-1-2
衆議院第二議員会館205号室
伊藤信太郎事務所気付
TEL 03-3508-7091
FAX 03-3508-3871
発行人 伊藤信太郎
協力 文化芸術推進フォーラム

「文化行政の機能強化のための組織体制と文化予算の拡充に関する提言」を発表、政府に要請を行う

文化芸術振興議員連盟が提案した「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が、第 193 回通常国会において衆議院及び参議院それぞれで全会一致により可決され、成立。法律の題名も新たに「文化芸術基本法」となり、「文化省の創設」、そして「文化芸術立国」に向けて大きな一歩を踏み出した。

文化芸術振興議員連盟では、こうした動きを更に強固なものとするべく、2 回にわたり文化行政の機能強化に関する勉強会を開催し、文化行政を担当している 8 府省庁や文化芸術団体からヒアリングを実施したほか、有識者から海外の文化担当省の例について説明を受けた。

更に、文化芸術推進フォーラムからの要望「新たな文化芸術基本法により文化行政の機能強化を、そして『五輪の年には文化省』へ」（p.07 参照）に応えるかたちで、11 月 14 日に「文化行政の機能強化のための組織体制と文化予算の拡充に関する提言」（p.03-06 参照）を発表。同日には、菅義偉官房長官、麻生太郎財務大臣、林芳正文部科学大臣に対し、文化芸術推進フォーラムとともに、文化行政の機能強化のための組織体制と文化予算の拡充について以下の要請を行った。

1. 新・文化芸術基本法の趣旨を踏まえて、文化芸術立国を実現するためには、文化プログラムの大胆な推進をはじめ文化政策を格段に充実し、それを実現する平成 30 年度文化関連予算の大幅な拡充が必要不可欠であること。
2. 新・文化芸術基本法に基づく政策を牽引するため、文化庁の機能強化を通じて、2018 年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、「新・文化庁」が中心となって関係省庁連携による文化政策を強力に牽引すること。
3. 「五輪の年には文化省」という方向性も見据え、関係省庁と文化庁との積極的な人事交流や連携を進めるとともに、文化庁への事務の移管やこれらに伴う定員の配置等を検討するなど、文化政策を総合的に推進するための効果的な体制を整備すること。



菅義偉 内閣官房長官に要請



麻生太郎 財務大臣に要請



林芳正 文部科学大臣に要請

文化行政の機能強化のための 組織体制と文化予算の拡充に関する提言

文化芸術振興議員連盟
文化行政の機能強化に関する勉強会
平成 29 年 11 月 14 日

1. 本提言の趣旨

●文化芸術振興基本法制定から 15 年が経過し、我が国社会の少子高齢化・グローバル化等の変容がますます進行する中で、文化の祭典でもある 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、長い歴史的蓄積のある日本の多様・多彩な文化芸術資源を再認識し、文化芸術の価値を社会の中心に据え、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機である。

●この契機をとらえ、文化芸術振興議員連盟では、基本法に関し、①「文化芸術創造立国」の実現、②観光やまちづくり、国際交流等を通じた「文化芸術による新たな価値の創出」から文化芸術の継承・発展・創造への循環、③文化芸術施策を総合的に推進するための「文化庁の機能拡充」を柱に、昨年から約 1 年間にわたり改正に向けた議論を進め、衆議院及び参議院において全会一致で可決され、平成 29 年 6 月 16 日、新たな文化芸術基本法が成立した。

●新たな文化芸術基本法の附則第 2 条においては、文化行政の中核である文化庁に関し「政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、これまで基本法勉強会 7 回にわたる議論の中でも、文化庁の機能強化についてたびたび言及されてきた。

●基本法は文化政策の根本法ともいべき法律であり、今後の文化政策や文化行政の機能強化についても新・文化芸術基本法に基づき考えられるものである。このため、今後の文化行政の機能強化等について政府に提言を行うため、文化芸術振興議員連盟として一定のとりまとめを行いたい。

2. 新たな文化芸術基本法を踏まえた今後の文化政策

●文化芸術は表現の自由の下で人々の創造性を育み、表現力を高め、心のつながりや相互に理解・尊重し合う土壌を提供するとともに、国民共通のよりどころでもあり、我が国が心豊かな活力ある社会を形成する上で極めて重要な意義を持つものである。

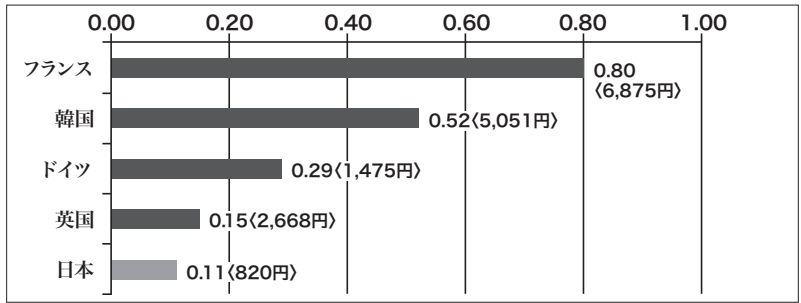
●新・文化芸術基本法では、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化政策をさらに充実しつつ、文化芸術が持つ重要な意義を改めて踏まえ観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業など関連分野における施策を法律の範囲に取り込んだ。これは文化芸術により生み出される社会的・公共的・経済的な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用していくことが重要であることを踏まえたものである。

● 「文化芸術推進基本計画」「地方文化芸術推進基本計画」の策定、関係省庁で構成する「文化芸術推進会議」の開催をはじめ、文化芸術教育の重要性、学校等と文化芸術団体・地域・家庭との連携、年齢、障害の有無、経済的な状況に左右されない環境整備なども規定されることとなった。

● また、基本的な施策としては、芸術・メディア芸術・伝統芸能・芸能の振興に関する「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加するとともに、例示として伝統芸能の「組踊」、生活文化の「食文化」を加えている。さらには、各地域の文化芸術の振興を通じた地域振興、芸術祭への支援、外国語対応や国際機関人材の養成・派遣、国内外における教育訓練等の人材育成への支援、国内外の動向を踏まえた著作権制度に関する総合的な展開、文化芸術施策振興のための調査研究や情報収集などに関しても新たに規定されることとなった。

● 今後、これら新・基本法に沿った文化政策が企画立案され、推進されていくことを期待する。文化庁予算の推移は2001（平成13）年の文化芸術振興基本法制定後に増額されたが、その後は微増または横ばいの状態が続く。また芸術団体に対する直接助成や映画製作に対する助成は、基本法制定後に増加したが、その後は減少を続け、今では基本法成立前の状態まで戻っている。また、諸外国に比べて、政府予算に占める文化予算の割合が不十分である。（〔表1〕参照）このたびの基本法改正の趣旨を踏まえて、文化芸術立国を実現するためには、文化プログラムの大胆な推進をはじめ文化政策を格段に充実し、それを実現する文化予算の拡充が必要不可欠である。

〔表1〕 諸外国の国家予算に占める文化政策の予算額の割合（2016年度、単位：％）
出典：各国の公開資料をもとにニッセイ基礎研究所が作成（人口一人当たり文化政策予算額）



3. 文化行政の機能強化等

● 東京オリンピック・パラリンピックを3年後に控え、基本法改正の趣旨を踏まえた新たな文化政策の推進はもちろんのこと、文化プログラムの推進、文化GDPの拡大など、観光やまちづくり、国際交流などの文化関連施策も含め、省庁の枠を超えた文化行政の機能強化は従来に増してその必要性が高まっている。

● 新たな文化芸術基本法附則第2条による文化庁の機能拡充の検討に当たっては、文化関連施策を含めた文化政策全体を総合的に推進し、関係省庁が実施する文化関連施策の総合調整をするための機能を、文化庁の所掌事務として明確に付与する必要がある。

● 文化庁が実施した海外事例調査によれば、諸外国においても、イギリス、フランス、イタリア、韓国などで文化を担当することが明確に表れた国の機関と主務大臣が置かれているところであり（〔表2〕参照）、「五輪の年には文化省」という方向性も見据え、関係省庁や全国の地方自治体・産業界・文化芸術団体等と文化庁との積極的な人事交流や連携を進めるとともに、文化庁への事務の移管やこれらに伴う定員の配置等を検討するなど、文化政策を総合的に推進するための効果的な体制を整備する必要がある。

● 新・文化芸術基本法に基づく政策を牽引するため、これまでの文化政策をはじめ関係省庁が実施する文化関連施策を充実することはもちろんのこと、文化庁の機能強化を通じて、2018年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、「新・文化庁」が中心となって関係省庁連携による文化政策を強力に牽引することが必要である。

● 全国での実演芸術活動を充実するとともに、文化財の保存活用、美術の展示、劇場等における公演、映画祭等の活動などに対する助成や文化芸術団体に対する活動助成を継続性・実効性あるものとするためには、（独）日本芸術文化振興会基金部を各分野・各地域の実情に精通した助成専門機関（日本版「アーツ・カウンシル」）として独立させるなど、機能と人員の強化が重要である。また、国立劇場とフィルムセンターについても独立した専門機関としていくことを視野に入れつつ、継続的な専門性のある機能と人員の強化が重要である。

〔表2〕 文化庁と諸外国の文化担当省の比較・分析

平成28年度文化庁委託調査「文化庁の機能強化に向けた海外事例調査」（2017年3月、ニッセイ基礎研究所）より抜粋

国名		日本	英国	フランス	ドイツ	韓国
文化担当省名称		文化庁	文化・メディア・スポーツ省	文化・通信省	連邦文化・メディア庁	文化観光体育部及び文化財庁
文化担当省の位置づけ		中央省庁1府13省の一つである文部科学省の外局	英国の内閣を構成する大臣（閣内相）が所管する25の大臣省の一つ	フランスの内閣を構成する大臣が所管する17省の一つ	ドイツの最高連邦機関の首相府に置かれている庁の一つ	韓国の行政機関、部省庁17部5処16庁の部と庁*4
所掌分野		文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。 （文部科学省設置法第一八条）	文化、メディア、スポーツのほか、観光や遺産、公営競技、賭博、アルコールやエンターテイメントのライセンスなど、幅広い政策分野の事務を所掌する。	文化遺産保護、文化芸術創作、文化芸術教育、地方での文化振興、文化産業、新技術による文化普及・発信、外国でのフランス文化活動の振興・普及を所掌する。	文化の振興、文化及びメディアのプレゼンスの強化、文化及びメディア分野の法的条件の整備と改善、ナチスの恐怖政治を記憶するための記念施設の維持・振興、東ドイツ時代の不法を記憶するための各記念施設の維持や研究施設の振興を所掌する。	文化観光体育部は文化、芸術、映像、広告、出版、刊行物、体育、観光、伝統文化の保存・継承、国政広報や政府発表に関する事務を所掌し、また、文化財庁においては、文化遺産や文化財に関する事務を所掌する。
主な政策分野	① 文化担当省が所管する文化政策	●芸術文化 ●文化財 ●著作権 ●国際文化交流・国際貢献 ●国語施策・日本語教育 ●宗教法人と宗教行政 ●美術館・歴史博物館	●芸術と文化 ●博物館と美術館 ●図書館サービス ●歴史的建造物や記念碑の保存	●文化遺産保護・文化芸術創作・文化芸術教育 ●地方での文化振興 ●文化産業 ●新技術による文化普及・発信 ●外国でのフランス文化活動の振興・普及を所掌	●文化芸術の振興 ●文化普及教育 ●文化財保護 ●文化創造経済 ●国家的文化事業 ●「検証と記憶」に関わる事業 ●欧州諸国との文化交流事業	文化観光体育部 ●文化芸術 ●文化コンテンツ産業 ●宗教 文化財庁 ●文化財
	② 文化政策以外の政策分野	—	●メディア政策（創造産業を含む） ●スポーツ政策 ●その他（観光、賭博の規制、国家的行事やセレモニー、国営宝くじ基金、2012オリンピック・パラリンピック・レガシー等）	●通信政策（新聞・ラジオ・テレビ等のメディア、インターネットを介する視聴覚通信技術等を対象）	●メディア政策（映画への助成を含む）	文化観光体育部 ●体育政策 ●観光政策 ●国政広報や政府発表 ●冬季オリンピック
文化担当省の予算額		1,040億円 （2016年度一般会計予算）	1兆289億円*1 （2015年度、総管理歳出から算出）	9,376億円*3 （2016年度）	1,787億円 （2016年度）	3,458億円*5 （2016年度）
① 文化担当省が所管する文化政策の予算額		1,040億円	1,737億円*2 （省庁別歳出限度額から算出）	4,448億円	1,190億円	2,593億円*5
② 文化政策以外の予算額		—	8,552億円 （総管理歳出から算出）	4,928億円	597億円	865億円*5
③ 文化政策の予算の割合		100.0%	16.9% （総管理歳出から算出）	47.4%	66.6%	75.0%*5

*1 文化担当省の予算額には英国放送協会（BBC）の運営予算が含まれている。
*2 英国では、文化・メディア・スポーツ省以外に国営宝くじ基金の財源が文化振興の重要な役割を担っている。
*3 文化担当省の予算額には公共放送の運営予算が含まれている。
*4 文化観光体育部の「長官」は日本の大臣に相当する。
*5 文化観光体育部と文化財庁の予算を合算して算出した。

国名	日本	英国	フランス	ドイツ	韓国
文化政策の予算額の国家予算に占める割合	0.11％ (2016 年度一般会計 予算：約 96.7 兆円)	0.15％ (総管理歳出から算出)	0.80％	0.29％	0.67％ *5
職員数	233 名 (2016 年度)	556 名 (2015 年度)	29,675 名 *6 (2016 年度)	255 名	1,549 名 *8
文化担当省と文化芸術団体や文化施設との関係	文化芸術団体や文化施設に対する支援は、芸術文化振興基金からの助成金もあるが、文化庁が直接支給する補助金を中心となっている。	文化・メディア・スポーツ省が所管する博物館や美術館への財政的支援は同省から直接行われているが、それ以外の文化芸術団体や文化施設への支援はアーツカウンシル・イングランド等の政府外公共機関を通じて行われており、それが大半を占めている。	文化・通信省が所管する文化芸術団体や文化施設への財政的支援は同省から直接行われているが、それ以外の文化芸術団体や文化施設への支援は文化・通信省の地方圏文化事業局や外郭団体等を通じて行われており、それが大半を占めている。	連邦文化・メディア省が所管する国立文化施設への財政的支援は同省から直接行われているが、それ以外の文化芸術団体や文化施設への支援は連邦文化財団を通じて行われている。	文化体育観光部が所管する国立芸術団体や文化施設への財政的支援は同部から直接行われているが、それ以外の文化芸術団体や文化施設への支援は文化体育観光部が所管する韓国アーツカウンシル等を通じて行われている。 *9
	外郭団体等の数	3 団体 (独) 国立美術館、 (独) 国立文化財機構、 (独) 日本芸術文化振興会	43 団体 (エグゼクティブ・エージェンシー、政府外公共機関、公的企業等)	76 団体 (行政的公施設法人：56 団体、商工業的公施設法人：19 団体、科学・文化・専門公施設法人：1 団体)	5 団体 連邦文化財団、プロイセン文化財団、ワイマール古典財団等
	国立文化施設の数	17 施設	15 施設 (政府外公共機関の博物館・美術館数)	52 施設 *7	6 施設
文化政策の評価	—	業績評価指標に対応する公式統計の整備や、文化政策の評価に関わる調査研究を行っている。	首相府の中にある「公共活動近代化省庁間総局 (DIATP)」が総合的な政策評価を行い、文化・通信省内の「文化事業総監部 (IGAC)」が事業別の評価を行っている。	「ドイツにおける文化」調査委員会が政策評価を目的とする統計整備を提言したが、その統一、文化・通信省の計画整備に関しては、現在、検討段階である。	(財) 芸術経営支援センターが助成対象事業の評価や各分野の実態調査等を行い、韓国文化観光研究院が文化政策のための調査研究を行っている。 *9
文化担当省以外の主な省庁の文化関連政策	●文部科学省：芸術教育、博物館の振興、公民館の振興等 ●外務省：広報文化外交等 ●経済産業省：クールジャパン／クリエイティブ産業、コンテンツ産業等 ●農林水産省：和食の保護・継承の推進等	●外務省：国際文化交流の促進、ブリティッシュ・カウンシルを所管 ●教育省：芸術教育の普及 ●ビジネス・エネルギー・産業戦略省：創造の振興	●国家教育省：芸術教育の普及 ●外務省：国際文化交流の促進、アンスティチュ・フランセを所管 ●その他に 10 以上の省庁が文化施設を所管している	●外務省：ゲーテ・インスティトゥートや対外関係協会を所管 ●連邦経済・エネルギー省：文化経済の推進、観光振興、ドイツ観光局を所管	●未来創造科学部：次世代融合型コンテンツ産業育成やスマートコンテンツ産業育成等 ●文化隆盛委員会：「文化のある日」を推進
文化担当省以外の主な省庁が所管する文化関連機関等	●(独) 国際交流基金	●ブリティッシュ・カウンシル	●アンスティチュ・フランセ	●ゲーテ・インスティトゥート ●対外関係協会 ●ドイツ観光局	●韓国文化院（文化体育観光部が所管しているが、海外では大使館内に設置されている）

*6 地域圏文化事業部局や関係機関等の職員を含む。
*7 教育機関や研究機関は除く「コンベタンス・ナショナル」と「公施設法人」の団体数を合算して算出した。
*8 文化観光体育部と文化財庁の職員数を合算して算出した。
*9 文化観光体育部に関する記述で、文化財庁に関する記述は含まれていない。
*10 文化観光体育部と文化財庁に関わる団体や施設の数合算して算出した。
注：英国の「文化・メディア・スポーツ省」は、英国全体の文化担当省であるが、一部の外郭団体や文化施設はイングランド地方のみを対象としているため、文化予算や組織体制については、必ずしも英国全体を示しているわけではない。

新たな文化芸術基本法により文化行政の機能強化を、
そして「五輪の年には文化省」へ

文化芸術推進フォーラム
議長 野村 萬
平成 29 年 11 月 14 日

1. 新たな文化芸術基本法に基づく文化予算、税制等の拡充により文化芸術立国の実現を

- 新・文化庁予算をはじめ関係各省庁の文化芸術関連予算の大幅増額
- 平成 30 年度文化庁予算 1250 億円の実現を
文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進
(国際文化発信拠点形成事業／劇場・音楽堂等機能強化推進事業など 82 億円)
文化芸術創造活動への効果的な支援
(戦略的芸術文化創造推進事業／舞台芸術創造活動活性化事業など 85 億円)
芸術家等の人材育成
(新進芸術家等の人材育成事業／「創造力・想像力」豊かなこどもの育成など 91 億円)
- 宝くじ等の新たな財源の工夫についても検討を
- 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税の特例の創設、美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例など、文化芸術活動を促進する税制を
- TPP に伴う改正著作権法の早期施行など、解決が先送りされてきた著作権課題の早期解決を

2. 文化庁京都移転による機能劣化を補い、文化芸術基本法の新たな領域に対応する文化行政の機能強化を

文化庁の京都移転の計画が決まったが、文化芸術基本法の制定により文化行政の対象領域が深まったと同時に、観光、まちづくり、国際交流、産業など関連分野に広がりを見せたこと、東京と京都に機能が分かれることによるデメリットをメリットに転換するためにも、さらなる文化行政の機能と組織の強化が必要であるとする。
特に、文化行政の中核である文化庁の機能強化のため、東京にある文化庁の国会対応、他府省庁との連携はさらなる強化が必要であるとともに、実演芸術、伝統芸能、映画、美術、著作権など東京にある団体への行政対応等はこれまでの機能を維持するとともに、新たな文化芸術基本法が想定する領域の深化と拡大に合わせた機能強化も必要であるとする。

3. 文化行政の機能強化に対応する 5 つの専門機関の確立と「五輪の年には文化省」を

新たな文化芸術基本法の制定による文化行政の深化と拡大を踏まえ、独立行政法人についても、劇場、美術館、文化財、映画、民間芸術助成という 5 つの専門的な機能を有した組織が必要であり、その基礎の上に「文化省」の創設を見据えるべきである。
特に、独立行政法人日本芸術文化振興会基金部については、専門的人材による中期的な調査研究機能の強化、芸術文化振興基金の柔軟な運用等、新たな文化芸術基本法に対応した機能の拡充について早急に検討を開始すべきである。

以上

インタビュー 文化省創設への期待——文化芸術の豊かな土壌づくりのために

建畠 哲（全国美術館会議会長・多摩美術大学学長）

聞き手 **山東昭子**（参議院議員／文化芸術振興議員連盟）

文化芸術基本法の成立を受け、文化審議会にて「文化芸術基本計画」の検討が進んでいる。市民にとって大切な役割を果し得る文化芸術に対し、国としてどのような政策を進めていくべきか。美術界の現状と今後の文化政策のあり方、文化省創設への期待をうかがった。

美術館は市民のために

山東:美術館というと都市部のものが主流でしたが、最近では地方にも良いものが増えてきました。

建畠:日本での博物館の歴史は古く明治の近代化からですが、僕らが親しんでいる美術館というのは、1950年代にできました。最初は神奈川県立美術館や東京国立近代美術館など数えるほどでしたが、1980年代に日本各地で激増しました。今では県レベルのほとんどの自治体が持っており、東京では区レベルでもあります。全国美術館会議の会員館としては、国公立・私立合わせて約380館。その他、個人美術館も合わせると倍くらいになると思います。

山東:文化大国と言われる文化先進国と比較すると、どうでしょうか？

建畠:日本は数では劣っていませんが、歴史が浅いので、コレクション、スケール、財政基盤でいうと、まだまだです。メトロポリタン美術館やポンピドゥーセンター、大英博物館に比べるとスケールは10分の1くらいでしょうか。アジアでは日本が先頭を切ってきましたが、特に今、中国で美術館が激増しています。

山東:日本の国土は約7割が山ですから、スケールでは難しい面もあります。しかし日本には伝統・文化が確かにあります。

建畠:美術館には国宝をはじめとする文化が蓄積されていますが、寺院などにも美術館をしのぐような宝物があり、文化の宝庫です。美術館は作品が一堂に会していて便利ですが、作品が本来あった神社やお寺で鑑賞するという体験も大切です。一方で、文

化財保護のために本来の場所に置いておけないという事情もあります。京都・二条城の狩野派の障壁画は一部を残し、精密な模写の展示になりました。原画は温湿度の管理が可能な展示・収蔵館に保管されています。文化財は保護と活用の兼ね合いが難しく、環境の良い収蔵庫にしまっておけば劣化は防げますが、人目に触れないのでは、何のための文化だということになります。文化財は未来へ受け継いでいかなければなりません。しかし最近では文化庁でも、保護を続けながら観光資源としても活用していこうとしています。フランスに行けばルーブル、イギリスだと大英博物館、台湾では故宮博物院というように、世界には求心力のある施設があります。日本はルーブルに匹敵するようなものはまだないかもしれませんが、コレクションは時代とともに蓄積していくことができます。東京国立博物館は複数のパヴィリオンをつくって、多くの観光客を惹き付けられるようになりました。さらに観光客だけでなく、地域の人にも還元していくことが大事です。休日に、気



インタビューの様子

軽に多くの人に親しまれる美術館としてアピールして欲しいと思います。

山東:海外では日本のことがあまり知られていないと感じます。ルネサンス期ほど、安土桃山や江戸時代の文化が浸透しているとは言えません。西洋で王侯貴族が描かれたように、日本でも権力者が芸術を育てた歴史があったのだと思いますが？

建畠:歴史を遡れば日本においても、芸術が国家や富豪、宗教に支えられてきた時代がありました。しかし近代になると、国民の支えが大きくなりました。美術館は市民社会のシンボルですが、かつて「箱モノ行政」と言って、「立派な箱をつくったけれど魂が入っていない」と批判されたことがありました。税金でつくったのに、市民がゆつくりと楽しめる場所になっていない、と。美術館は市民に支えられて成り立つものです。専門的でレベルの高いものをやるから「見に来なさい」という姿勢では人は集まりませんし、ポピュラリティに迎合するだけでもだめで、バランス良くやらなければならないと思うのです。

山東:独立行政法人化では、どういう影響がありましたか？

建畠:美術館のあり方が変わってきたと感じます。独立行政法人になって良かったのは、予算を柔軟に使えるようになったことです。しかし美術館の入場者数と収入が増えると運営費交付金が減るというのは、改善していただきたいですね。

山東:そうですね、矛盾していると思います。

建畠:頑張った先に報奨があれば意欲は上がり、工夫も生まれるものです。独立行政法人化には経済的無駄を省くという行政改革の目的があるのは分かりますが、良いところを残しながら、運営側のモチベーションも高めるようにしていただければと思っています。

可能性と新発想はコラボレーションから

山東:最近、お寺で音楽と美術のコラボレーションなどが見られます。絵画や彫刻も、相互を活かすような新しい楽しみ方があるのではないのでしょうか？

建畠:昔は総合文化会館というものがありました。今でも地方へ行くと残っています。ホールでは演劇も音楽もダンスもやる。ギャラリーやお茶室、会議

室も備わっていました。しかし音響や照明が不十分で、「多目的」なはずが「無目的」だと批判されました。そこから専門分科が始まったわけです。コンサートホール、美術館、劇場とそれぞれがつくられ、さらに近代美術館、版画美術館など細分化が進みました。美術館には専門の学芸員が、コンサートホールには音響・照明係が付き、アーティストは確かにやりやすくなりました。しかし結果として分断されていきました。総合文化会館の時代にも問題はありましたが、分野を超えた総合交流がありました。新しい発想や運動は、コミュニケーションから生まれます。シュルレアリスムやダダイズムでは、映画監督、ダンサー、絵描き、小説家たちが問題意識を共有し、コラボレーションしていましたが、そのような交流が無くなってしまいました。僕は大阪の国立国際美術館の館長だった時、この状況を何とかしなければと思い、美術館の制約がある中で、コンサートや芝居、ダンスを行いました。いつも言っているのは、「美術館そのものがメディアだ」ということです。建物をメディアとして、色々なものを発信していくべきだと思います。

山東:色々な人のコラボレーションで、新しい発想が広がるように感じます。

建畠:広がるということには、ふたつあると思います。ひとつは専門分科していくこと、もうひとつは総合化していくことで、どちらも必要です。

山東:今、ハンディキャップを持ったアーティストたちの活躍にも関心が寄せられています。

建畠:僕は、ハンディキャップは才能だと思っています。日常生活で困難なこともあるけれど、ある局面ではすごい才能を発揮する。その時、視野の広がりやキャパシティが大切になってきます。このことが日本の国民の中に根付いたのは、パラリンピックが大きかったと思います。今では多くの人が関心を持つようになりました。

山東:私は日本聴覚障害者教育福祉協会の会長をしていますが、聴覚障害がありながら音楽をやっている方もいて、とてもいい演奏をします。あきらめずに挑戦するということは、素晴らしいことです。文化というのは奥が深く、幅広いものです。若い人たちには色々なものを見て欲しいと思います。

アーティストを育てる環境を、 街・社会につくる

山東：建畠先生は学校でアーティストの指導をして来られました。アーティストの育成に必要なこととは、どんなことでしょうか？

建畠：美術大学を卒業したからといって絵描きになれるわけではありません。成功する人もいれば挫折する人もいて、アフターケアが大事です。欧米には「アーティスト・イン・レジデンス」というものがあります。自治体や資産家の支援を受けて、お金はもらえないけれど、数ヶ月～1年ほど滞在させてもらえます。滞在するのは絵描き、詩人、音楽家、建築家と様々で、交流が生まれます。日本では国の事業としてはまだですが、東京都や京都市などでできてきました。京都には空き家になっている町家が多くあるのですが、市が間に入ることで、なかなか貸しながらない大家さんも安心して貸し出すことができました。家賃が2～3万円となる代わりに、アーティストたちは自分で改修しながら住む。近くの廃校になった小学校の教室も、アトリエとして使います。町家に住んで教室で制作し、講堂で展覧会をする。一石三鳥です。今では何十人も住んでいて、カフェもでき、賑わいが出ています。そうして街がよみがえるわけです。

山東：地方創生につながりそうですね。フランスでは街なかに原子力発電所があって、子どもたちが壁



建畠哲氏

画を描いています。日本だと高い塀で覆ってしまいましたが、子どもたちが絵を描くことで親近感が湧き、街との一体感が出てくる。街なかでアーティストが活動や発表できる場があるといいと思いました。

建畠：横浜では高架下の壁をアーティストたちに無償で提供するという取り組みがありました。

山東：工場など堅いイメージのものも、アーティストが作品を描くことで身近に感じられますね。

建畠：アーティストも生活していかなければなりません。ある企業が始めたプログラムで、ゴッホなどの有名作家ではなく、若手に絞ったオークションがあります。

山東：公募で選ばれた若手アーティストの作品を、企業が10万円で買ってオークションにかけ、売り上げを奨学金として給付するというプログラムですね。私も作品を購入しました。

建畠：企業からも、若いアーティストを支援するような取り組みが生まれてくるといいですね。

国の政策だからできること ——文化省の必要性

山東：今、私たち文化芸術振興議員連盟では文化庁を文化省にしようとして活動していますが、私は文化だけでなく観光とも一緒になって、観光文化省としてはどうかと思っています。海外へ行くと観光大臣がやって来て、「うちの国をどう思うか？日本人はどんなことに魅力を感じるのか？」と聞かれます。日本には文化大臣だけでなく、観光大臣もいません。日本の公務員は優秀ですが、彼らは忙し過ぎて自分のお金で色々することはできません。私は観光大臣というのは、日本中、あるいは世界中の文化を知っている富裕層の方がポジションについて、自前で幅広くやっていくことが必要だという気がしています。そんな観光文化省をつくりたいんです。

建畠：僕は今年、日中韓で文化芸術による発展を目指す「東アジア文化都市」の芸術監督を務めています。3カ国の大臣による会議が開かれ、日本からは文部科学大臣が出席しました。文化庁長官は大臣ではないからです。その時、文化省は大事だと思いました。文化省にするためには、文化庁で中心的に行



山東昭子議員

われている文化財保護と現代芸術だけでなく、色々な要素を付加していく、あるいは分散しているものを統合していく必要があると思います。その中に観光も入るでしょう。パリに行ったらルーブル美術館に行くように、観光と文化は不可分です。文化に幅をもたせるべきだと考えます。

山東：外国に行くと街そのものが絵になっていると感じます。しかし日本は無秩序に建物が建っているように思えます。どんな環境でアートや音楽に触れるかによっても、深みや幅が変わってくるのではないのでしょうか？

建畠：それには恐らく景観条例の問題があると思います。例えばヴェネチアは15世紀にできた街ですが、当時の絵と今の風景を比べると、全くと言っていいほど同じです。これは早い時期に景観条例ができたことが影響しています。窓枠ひとつも替えてはいけない、替える時は同じ素材にしなければいけないのです。これは住む人にとっては大変なはずです。それがなぜできるかというと、相続税や不動産税、

改修時の補助などを優遇しているからです。行政がフォローして、街の誇りを保ってきたのです。京都市は、東山安井や石堀小路、祇園の辺りは街並み保存が間に合いました。しかし街外れでは町家がどんどん壊されています。住んでいる民家が指定文化財になると壊せませんが、修復の費用は一部しか負担してもらえません。景観保全には政策の充実が必要です。

山東：日本でも補助はありますが、金額が少ないですね。金沢に行った時に残念に思ったのは、銀座のようにブランドショップが立ち並んでいたことです。守られているのは一部だけ。これでは全国どこへ行っても同じ風景になってしまいます。アニメや漫画に特化した地域があってもいいし、情緒ある下町があってもいい。ですが、必要な色の規制を設けることや、統一感のコントロールをした方がよいと思います。こうした環境づくりも含め、総合的に、伝統文化や美術の応援をしていきたいと思っています。本日はありがとうございました。

建畠：頼りにしています。ありがとうございました。



建畠 哲（たてはた・あきら）

京都市生まれ。早稲田大学文学部仏文学科卒業。多摩美術大学芸術学科教授、国立国際美術館館長、京都市立芸術大学学長などを経て、2015年より多摩美術大学学長。専門は近現代美術、多くの国際美術展を組織し、アジアの近現代美術の企画にも多数参画。また、詩人としても活動している。2011年より埼玉県立近代美術館館長、2013年より全国美術館会議会長、2017年開館の草間彌生美術館館長。

文化芸術振興議員連盟創立40年、文化芸術推進フォーラム創立15年 記念祝賀会「文化芸術基本法の制定～文化芸術立国へ」を開催

文化芸術振興議員連盟は、その前身である音楽議員連盟が設立された1977年から数えて、今年40周年を迎えた。

これを祝し、2017年6月13日、かつて文化芸術振興基本法制定を機に発足し今年設立15周年を迎えた文化芸術推進フォーラム（文化芸術17団体で構成）とともに、祝賀会を開催した。

司会は、伊藤信太郎・文化芸術振興議員連盟事務局長と浮島智子・文化芸術振興議員連盟事務局次長。

祝賀会は、議連40年のあゆみを振り返るスライドショー終了後、新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる東京オリンピック・ファンファーレ演奏（金管アンサンブル）で幕を開けた。

冒頭挨拶に立った野村萬・文化芸術推進フォーラム議長は、——我々は、長い歴史の中、世界との交流を通じ、我が国固有の文化を創造継承し、多種多様な芸術芸能、文化財を育み、常に、人々の生きる力の礎として、その役割を果たして来た。急速なグローバル化、人口減少と高齢化など、激しい社会変化の中、未来を築き上げるべき大きな時代の変換点に直面している今こそ、文化芸術の果たすべき役割は、ますます高まっている。文化芸術推進フォーラム構成17団体は、文化芸術振興議員連盟との連携を一層緊密にして活動を進めることを誓うとともに、河村会長はじめ諸先生方には組織中興の祖として、文化省創設に向けてさらなる大役を担っていただきたい——と今後の活動への決意と、議連への感謝と期待を述べ、40周年を祝った。

次に登壇した河村建夫・文化芸術振興議員連盟会長は、当時国会審議中だった文化芸術振興基本法改正法案に触れ（6月23日公布、施行）、——2001年に文化芸術振興基本法は成立したが、その後日本の文化を巡る社会状況は著しく変化し、文化庁に求められる役割もより大きなものになった。今回の法案を必ずや成立させ、日本が文化立国として胸を張れるように、そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックをその大きな推進力としたい——と決意を述べた。続いて来賓の松野博一文部科学大臣（当時）から、——来年



伊藤信太郎 文化芸術振興議員連盟事務局長、
浮島智子 文化芸術振興議員連盟事務局次長



野村萬 文化芸術推進フォーラム議長による挨拶



河村建夫 文化芸術振興議員連盟会長による挨拶

は文化庁が発足して50年になる。文部科学省としても、京都への文化庁移転とともに、今回の改正法案の趣旨に沿って文化庁の機能強化を今後進めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて文化プログラムを推進していく——との挨拶があり、その後、中野寛成・文化芸術振興議員連盟5代目会長の発声で、乾杯を行った。

懇談の中、会場に展示された小清水漸氏の美術作品、「水の座の函」、「石の座の函」について解説があったのち、金管アンサンブルが再度登壇。ロサンゼルス・オリンピック・ファンファーレとお祭りマンボの演奏で、お祝いムードを一層盛り上げた。

最後に宮田亮平・文化庁長官が——野村議長、河村会長の力強い挨拶を受けて、来年創設50年を迎える文化庁もやらねばならぬという気持ちに満ちている——と挨拶した上で、文化芸術立国実現及び法案成立を祈念し、自らの作品の銅鑼を打って、祝賀会の幕を閉じた。

当日は50名を超える国会議員や、芸術界、経済界など幅広い分野から大勢関係者が駆けつけ、文化芸術の将来について語り合う意義深い一夜となった。



中野寛成 文化芸術振興議員連盟5代目会長
による乾杯



小清水漸 作「水の座の函」「石の座の函」



宮田亮平 文化庁長官

文化芸術推進フォーラム 記者会見を開催

祝賀会に先立ち、文化芸術推進フォーラムは記者会見を行った。

冒頭、大和滋・文化芸術推進フォーラム事務局長より、文化省創設キャンペーンの概要、基本法改正の経緯及び評価について説明があり、続いて、フォーラム構成団体の代表より、文化行政への期待について発言があった。

いではく・日本音楽著作権協会会長は、著作権の保護期間延長等を定めたTPPに伴う著作権法改正法案の早期施行及び保護期間に関する戦時加算義務の早期解消を訴えた。

斉藤正明・日本レコード協会会長（当時）は、改正基本法案の基本理念に観光、まちづくり、国際交流、産業等関連分野施策と有機的に連携した文化芸術施策の推進が追加されたことに対し、文化産業の立場から大いに期待すると発言した。

崔洋一・日本映画監督協会理事長は、諸外国に比して東京国立近代美術館フィルムセンターの職員数、予算が格段に少ないことを指摘し、独立行政法人化による独立・強化を求めた。

山本貞・日本美術家連盟理事長は、改正基本法案に公共の建物等を建築する際に文化芸術作品の展示等文化芸術振興に資する取組を求める旨追加されたことを評価。「1%フォー・アーツ」の精神が日本にも根付くことを期待した。

最後に野村萬・文化芸術推進フォーラム議長は、「基本法改正は文化省創設に向けての力強い推進力になるものと確信している。文化芸術は多くの人々が力強く生きていくための心のよりどころ。国が標榜する文化芸術立国実現のため、文化省創設を粘り強く求めていきたい」と決意を語った。

記者会見場には20社を超える記者が駆けつけ、関心の高さがうかがえた。

文化芸術振興議員連盟 会の目的と活動方針

この会は、音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術、映画及び美術等の文化芸術を通じて、国民のなかに豊かな情操を養い、またあらゆる機会をとらえて行政府、立法府の文化政策の方向について、抜本的な意識改革をめざす一方、わが国の実演芸術、映画、美術界等が直面する諸問題に対し超党派で寄与し、文化芸術の振興を図ることを目的とする。

2012 年、音楽議員連盟は文化芸術推進フォーラムと連携し、第 180 回国会において衆参両院で国会史上初となる『文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願』を全会一致で採択した。

音楽議員連盟は 1977 年の創設に当たって「行政、立法府の文化政策についての意識改革」を標榜し、舞台入場税の撤廃、著作権・著作隣接権制度と文化芸術政策の充実をめざし活動を進めてきた。

そしてその活動を一段と高めたのは 2001 年の「文化芸術振興基本法」の制定であり、それ以降、文化芸術に関わる予算の増額、税制の改善を着実に進め、デジタル時代に対応する著作権課題等への対応を進めてきた。

2012 年には実演芸術振興の要となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を制定し、基本法を受けた個別法への取り組みを行った。このほか日本の伝統文化の振興を図る「古典の日に関する法律」、インターネット時代に対応した違法ダウンロードに対処する「著作権改正」など文化芸術面に

おける施策進展の年であった。

2013 年、音楽議員連盟 36 年の活動成果を踏まえ、文化芸術振興基本法のさらなる具現化、文化芸術立国をめざし音楽議員連盟から名称を変更。活動内容の充実とその実現のための組織体制の強化に取り組む。

2017 年度の活動計画は以下の通りである。

- 「五輪の年には文化省」の創設に向け、2018 年度文化予算の大幅増額をめざす
文化芸術振興議員連盟 40 年
文化芸術推進フォーラム 15 年 記念祝賀会
「文化芸術基本法の制定～文化芸術立国へ」開催
- 実演芸術、劇場、映画、美術などの政策を研究するための研究会等を開催する
- デジタル化、グローバル化した社会のなかで、映画・映像の権利のあり方及び懸案の著作権・隣接権課題を検討する

会長	河村建夫（自由民主党）	
副会長	塩谷 立（自由民主党）、古川元久（希望の党）、 斉藤鉄夫（公明党）、横光克彦（立憲民主党）、 市田忠義（日本共産党）、羽田雄一郎（民進党）	
常任幹事	二之湯武史（自由民主党）、 中山恭子（希望の党）	
事務局長	伊藤信太郎（自由民主党）	
事務局次長	浮島智子（公明党）	2017 年 11 月 14 日 現在

文化芸術推進フォーラムとは

2002 年 1 月 29 日、前年の文化芸術振興基本法成立を支援した舞台芸術、音楽、映画等、文化芸術に関わる芸術関係団体が集い、文化芸術振興基本法推進フォーラムが発足。2003 年 4 月 1 日より、同フォーラムは「文化芸術推進フォーラム」と名称を変更し、現在は 17 の団体で構成。文化芸術が社会において果たしうる役割を十二分に発揮していくことを目指し、同法の理念の浸透、啓発、政策提言などの活動を行っている。議長は野村萬（能楽師／公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長）。



【構成 17 団体】		
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	会長 野村 萬	
一般社団法人日本音楽著作権協会	理事長 浅石道夫	
一般社団法人日本レコード協会	会長 重村博文	
一般社団法人日本音楽出版社協会	会長 桑波田景信	
一般社団法人日本楽譜出版協会	会長 佐々木隆一	
一般社団法人日本音楽作家団体協議会	会長 志賀大介	
芸術家会議	会長 伊藤京子	
公益社団法人日本オーケストラ連盟	理事長 児玉幸治	
一般社団法人日本クラシック音楽事業協会	会長 西村友伸	
公益財団法人音楽文化創造	理事長 中田卓也	
劇場等演出空間運用基準協議会	会長 堀内真人	
芸術文化振興連絡会＜PAN＞	代表運営委員 岡村喬生	
協同組合日本映画監督協会	理事長 崔 洋一	
協同組合日本シナリオ作家協会	理事長 加藤正人	
一般社団法人日本美術家連盟	理事長 山本 貞	
一般社団法人全国美術商連合会	会長 浅木正勝	
一般社団法人日本美術著作権協会	理事長 吉澤昭博	

会員名簿

衆議院（第 1 議員会館）

松本 純	自民	[302]
高木練太郎	立民	[304]
蘭浦健太郎	自民	[321]
井上貴博	自民	[323]
笠 浩史	希望	[408]
和田義明	自民	[410]
斉藤鉄夫	公明	[412]
逢沢一郎	自民	[505]
中谷一馬	立民	[509]
中川正春	民進	[519]
秋元 司	自民	[524]
関 芳弘	自民	[603]
西村康稔	自民	[611]
藤井比早之	自民	[615]
大岡敏孝	自民	[619]
細野豪志	希望	[620]
伊東良孝	自民	[623]
遠藤利明	自民	[703]
後藤茂之	自民	[704]
玉木雄一郎	希望	[706]
松本剛明	自民	[707]
松島みどり	自民	[709]
大塚 拓	自民	[710]
中野洋昌	公明	[722]
枝野幸男	立民	[804]
城井 崇	希望	[807]
小熊慎司	希望	[808]
馳 浩	自民	[812]
大西宏幸	自民	[815]
泉 健太	希望	[817]
三原朝彦	自民	[912]
太田昌孝	公明	[922]
伊佐進一	公明	[1004]
長坂康正	自民	[1007]
宮本岳志	共産	[1019]
平井たくや	自民	[1024]
塩崎恭久	自民	[1102]
谷川とむ	自民	[1104]
鈴木淳司	自民	[1110]
初鹿明博	立民	[1112]
平沢勝栄	自民	[1115]
平野博文	民進	[1201]
岸 信夫	自民	[1203]
小林史明	自民	[1205]
安倍晋三	自民	[1212]
村上誠一郎	自民	[1224]

衆議院（第 2 議員会館）

伊藤信太郎	自民	[205]
伊藤忠彦	自民	[222]
河村建夫	自民	[302]
八木哲也	自民	[319]
西村明宏	自民	[324]
稲津 久	公明	[413]
高井崇志	立民	[416]
富岡 勉	自民	[421]
山本和嘉子	立民	[424]
高木美智代	公明	[503]
横光克彦	立民	[509]
甘利 明	自民	[514]
逢坂誠二	立民	[517]
船田 元	自民	[605]
柿沢未途	希望	[611]
下村博文	自民	[622]
城内 実	自民	[623]
松原 仁	希望	[709]
畑野君枝	共産	[711]
北村誠吾	自民	[714]
佐藤英道	公明	[717]
平口 洋	自民	[804]
浮島智子	公明	[820]
左藤 章	自民	[924]
奥野信亮	自民	[1001]
古川元久	希望	[1006]
菅原一秀	自民	[1020]
赤澤亮正	自民	[1022]
三谷英弘	自民	[1120]
西岡秀子	希望	[1124]
今村雅弘	自民	[1210]
塩谷 立	自民	[1211]
鈴木隼人	自民	[1215]
竹本直一	自民	[1221]

衆議院議員 80 名

参議院

森 ゆうこ	自由	[304]
太田房江	自民	[308]
山東昭子	自民	[310]
今井絵理子	自民	[315]
野田国義	民進	[323]
吉良よし子	共産	[509]
市田忠義	共産	[513]
宮島喜文	自民	[601]
長浜博行	民進	[606]
辰巳孝太郎	共産	[608]
愛知治郎	自民	[623]
福山哲郎	立民	[808]
牧野たかお	自民	[812]
井上義行	自民	[816]
山添 拓	共産	[817]
羽田雄一郎	民進	[818]
松下新平	自民	[824]
田村智子	共産	[908]
二之湯武史	自民	[923]
堂故 茂	自民	[1003]
猪口邦子	自民	[1105]
山谷えり子	自民	[1107]
新妻秀規	公明	[1112]
神本美恵子	民進	[1119]
山下芳生	共産	[1123]
若松謙維	公明	[1207]
小池 晃	共産	[1208]
中山恭子	希望	[1211]
矢田わか子	民進	[1212]
和田政宗	自民	[1220]

参議院議員 30 名

合計 110 名

* 2017 年 11 月 20 日 現在、[] 内は室番号